

## 大月市立図書館雑誌スポンサー制度実施細目

### 1 雑誌の納入時期

納入業者は、原則として当該雑誌を発売日の正午までに大月市立図書館に納入するものとする。

### 2 雑誌スポンサー名の表示形式

雑誌カバーの表面に貼付する雑誌スポンサー名の表示は、縦4センチ以内、横13センチ以内とし、貼付位置は、雑誌タイトルが隠れない位置とする。

### 3 広告の大きさ

雑誌カバーの裏面に貼付する広告の内容は、大月市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第4条によるものとし、その大きさは、当該雑誌裏面の大きさの範囲内とする。

### 4 広告内容の変更

前項の広告の内容の変更は、各年の雑誌提供期間中1回に限りできるものとする。ただし、特別な事情による変更は、この限りでない。

### 5 増刊号等が刊行された時の処理

提供された雑誌に増刊号又は合併号が刊行された場合における雑誌購入代金は、雑誌提供期間終了後、雑誌スポンサーと納入業者の間で調整するものとする。

### 6 雑誌スポンサーであることの周知

雑誌スポンサーは、店舗等において雑誌スポンサーであることを周知することができる。この場合において、周知できる期間は、雑誌提供期間中に限るものとする。

### 7 雑誌の所有権

この制度により提供された雑誌の所有権は、大月市に帰属する。